

2020年4月24日

関係者各位

公益財団法人東京都予防医学協会

理事長 小野 良樹

緊急事態宣言発令に伴う健診業務休止の延長について

政府による緊急事態宣言および東京都の緊急事態措置を受け、本会の健康診断業務を原則休止させていただいております。その後の情勢の変化に伴い、5月8日（金）まで、休止期間を延長させていただくこととなりました。

○休止期間 4月9日（木）～5月8日（金）

○実施内容

1. 健康診断業務を休止いたします。
2. 健診に関する電話窓口対応を10時～15時に時間短縮いたします。
3. 肺機能検査、上部消化管内視鏡検査は当面の間、原則中止いたします。

なお、上記の対応を再度変更する場合もございます。その際は、ホームページ、SNS等で別途ご案内させていただきます。

皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解くださいますよう、お願いいたします。

以上